

デジタル簡易無線のデータ伝送における周波数の有効利用に  
資するための調査検討会周波数利用検討作業部会設置要綱（案）

1 名 称

この作業部会は、「デジタル簡易無線のデータ伝送における周波数の有効利用に資するため調査検討会周波数利用検討作業部会」（以下、「周波数部会」とする。）と称する。

2 目 的

本作業部会は、「デジタル簡易無線のデータ伝送における周波数の有効利用に資するための調査検討会」（以下、「検討会」とする。）の検討作業を促進することを目的として設置する。

3 調査検討事項

本作業部会は、デジタル簡易無線のデータ系通信を活用した通信試験等の実施により、次の事項について検討会の指示のもと検討作業を行う。

- (1) 親局と屋内子局間や屋内外間での電波伝搬
- (2) 送信時間制御内での最大データ伝送量
- (3) データ系及び音声系通信の相互の干渉
- (4) 異なる無線機メーカー間の相互接続性
- (5) データ系通信に関する需要見込
- (6) 400MHz 帯及び 150MHz 帯における周波数の効率的な割当て方策等、周波数の有効利用に関する検討

4 構 成 員

周波数部会の構成員は別紙のとおりとする。

5 運 営

- (1) 周波数部会には、検討会の副座長を主査として置く。
- (2) 周波数部会は、主査が招集し、主宰する。
- (3) 周波数部会は、検討作業を促進するためワーキンググループを設置することができる。
- (4) 周波数部会は、検討作業の効率化を図るため、電子メールによる審議を行うことができる。
- (5) 主査は、必要に応じてオブザーバの参加または有識者の助言を求めることができる。
- (6) 主査は、上記の他、周波数部会の運営に必要な事項を定める。

6 報 告

主査は、調査検討した結果を、検討会が定める日までに検討会の座長に報告する。

7 開催期間

平成21年5月25日から検討会で定める日までの期間とする。

8 事務局

検討会の事務局は、北陸総合通信局無線通信部企画調整課及び外部請負者が行う。